## 見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

- 1. 見積競争に付する事項
- (1) 件 名 筑波大学井川演習林水文調査孔設置及びコア試料採取
- (2)業務内容 仕様書のとおり
- (3)履行期限 令和8年2月27日
- (4)業務場所 仕様書のとおり
- 2. 仕様書等関係書類交付方法 仕様書等関係書類は、本公告に添付する。
- 3. 見積書の提出場所等
- (1)場 所 茨城県つくば市天王台一丁目1番1 国立大学法人筑波大学財務部契約課
- (2) 連絡 先 契約第三担当 電話番号 029-853-2133

#### 4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾の上、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(固定経費については当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。
- 5. 見積競争に参加する者に必要な資格
- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程(以下「規程」という。)第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和7年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 6. 契約書の作成等

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。(契約保証金は免除)

#### 7. 契約の方式

(1)最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。

(2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和7年10月6日

国立大学法人筑波大学 契約担当役 財務担当副学長 氷見谷 直紀

## 見積書提出の注意事項

1 見積書提出期限 令和7年10月20日 11時00分

(郵便(書留郵便に限る。)又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で

発送する場合には提出期限までに必着のこと)

提出場所 〒305-8577

茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課第三担当

電話番号:029-853-2133

- 2 見積書作成の注意
  - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
  - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
  - (3) 日付を必ず記入すること。
  - (4) 本契約は掘削・コア試料採取費用については1地点当たりの単価契約とする。
  - (5) 見積書には1地点当たりの単価、最大3地点分の合計金額及び固定経費を記載すること。
  - (6) 固定経費については、その内訳を明細に記載し、上記金額に加算して最終見積金額と して示すこと。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(固定経費については当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
  - 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/
  - 役務提供契約基準

https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun

- 7 競争参加資格の確認のための書類

# 仕様書

- 1. 件 名 筑波大学井川演習林水文調査孔設置及びコア試料採取
- 2. 業務内容 別紙のとおり
- 3. 履行期限 令和8年2月27日
- 4. 履行場所 国立大学法人筑波大学 井川演習林(大井川水系東河内沢)
- 5. 契約について 本契約は一部単価契約とするため、見積提出時には1施工数当たりの単価及び固定経費を記載すること。
- 6. 支払い 検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内 に支払うものとする。なお、請負代金は、1地点当たりの単価に 施工を実施した施工数を乗じて得た額に固定経費を加算した額 とする。
- 7. その他 (1)この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務 取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
  - (2) その他詳細については、本学教員と協議の上決定するものとする。

### 1 目的

大起伏を呈する付加体堆積岩山地における雨水流出プロセス解明を狙いとした地下水位観測 及び地盤試料の水理特性試験の実施のため、ボーリング孔設置及びコア試料採取を実施する。 (地下水観測及び水理試験は別業務)。

#### 2 概要

筑波大学井川演習林内の計 3 地点において、主に QS ボーリング工法(軽量ボーリングマシン (特許 第 6927622 号)を使用した高品質コア採取技術)を用いた地下水位観測用ボーリング掘削及びコア試料採取を実施する。

#### 3 業務実施位置

本業務は付図 1, 2 に示す静岡県の大井川水系東河内沢(静岡市葵区井川地区)に位置する東河内沢のいずれも支川と本川の合流点付近の 3 地点とする。詳細な掘削位置は監督員と協議の上,一部は土地所有者の了解を得て決定する。

#### 4 工期及び報告書等の提出期限

現地作業期間は契約日の翌日より 2026年1月30日までとする。

報告書・採取試料の成果品の提出期限は2026年2月27日までとする。

## 5 請負者の資格

国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和7年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有するものであること。

#### 6 主任技術者及び代理人の選定

請負者は、本調査の遂行のために、次の要件を満たす主任技術者及び現場代理人を選任し、発注者に通知すること。現場工期中の交代についても、発注者に通知して了承を得ること。

#### 1) 主任技術者

山域におけるボーリング調査に関する十分な実務経験と技術を有し、一級土木施工管理技士若しくは質調査技士の資格を有する者で、本仕様書に定めた現地での調査に関わる一切の事項を統括するものとする。

#### 2) 現場代理人

ボーリング調査に関する十分な実務経験と技術を有する者で、本仕様書に定めた現地での調査に関わる一切の事項を統括するものとする。

## 7 法令遵守と各種手続き

#### 7-1 法令遵守

請負者は、本契約及び本仕様書の履行に関わる諸法令を遵守し、本業務の円滑な遂行に努めなければならない。

#### 7-2 各種手続き

請負者は、本業務に係わる条例や法令等で必要となる申請・届出等の手続きを行う。また請負者は、所有権者及び用益権者の承諾を得る。請負者は、手続きを終えた際に、その旨を監督員に連絡すること。なお、印紙等この手続きに伴う諸費用は請負者が負担するものとする。

## 8 業務の構成

本業務を構成する各項目の数量は、以下のとおりとする。

1) 事前打ち合わせ 1回

2) 各種手続き 1式

3) 水位観測孔の掘削及びコア試料採取 最大3地点(9-2業務の詳細を参照)

4)報告書作成(報告書提出2部) 1式

5) 成果品の納品 1式

#### 9 業務内容

## 9-1 事前打ち合わせと業務計画書の提出

事前に土地借用手続き、許認可手続き、業務工程計画について打ち合わせを行う。請負者は、 本打ち合わせ前に現地工事地点の予察を行い、打ち合わせ後に次項に指示する各種手続きを監 督員と協議し実施する。

#### 1)業務計画書等の提出

請負者は、あらかじめ本業務の実施に必要な業務計画書を契約成立後 14 日以内に作成し、監督員の承諾を得ること。

#### 2)業務計画書の内容

業務計画書には、少なくとも以下の項目について明記すること。 主任技術者及び現場代理人 に関わる書類は、上記の「6 主任技術者及び現場代理人」に定める要件を各々が充足していることを証明するものであること。

- ① 業務工程計画表
- ② 主任技術者及び現場代理人名簿
- ③ 担当技術者名簿
- ④ ボーリング掘削方法

- ⑤ 使用機器
- ⑥ 安全管理体制
- ⑦ 緊急時の対応計画

#### 9-2 業務の詳細

#### ① 掘削孔数

各地点において下記②の地下水状況に応じて監督員の判断により(主孔に加えて)副孔を設ける。孔数は計3~6となる。

#### ② 掘削深度

各地点の主孔の掘削深度は 15~20 m 程度までを想定しつつ、掘削時の地下水回復状況などの検査に基づく安定した地下水帯の深度推定により監督員が判断する。なお、業務の特性上、地下水の湧出深度が非常に重要であるため、試錐日報や湧水時の状況等の記録を残し、監督員へ速やかに報告を行うものとする。主孔で対象とする地下水位深度以浅で別の独立した地下水帯が検出された場合には、その観測用に副孔を設ける。

掘削深度並びに副孔の設置に関わらず材料費等の諸経費は原則として変わらないものとする。また、掘削数に変更があった場合においても、1地点当たりの単価契約とし、最大3地点とする。

#### ③ 地盤コア採取方法・採取率

主孔におけるオールコアリングとする(副孔はコア採取なし)。採取率は指定しないものと する。

#### ④ 掘削工法

原則的に QS 工法(軽量ボーリングマシンを使用した高品質コア採取技術)を適用する。地盤状況に応じて一部に機械ボーリング工法を適用する等,コア採取のための最も有効な方法を用いる。

## ⑤ 採取コア径

65~70 mm (ボーリング孔は外径 86 mm の規格で掘削)

#### ⑥ 予想される地下構造

先行研究及び現地での予察に基づき、地表から深度約 1~7 m まで崖錐堆積物、その下位には砂岩・泥岩・混在岩の風化岩が見られる可能性が高い。

#### ⑦ コア試料の写真撮影

ボーリング掘削で得たコア試料について、写真撮影を行う。深度は掘進長を用いる。コアの 収縮等によって実長と掘進長が一致しない場合には掘進長で記載する。

#### ⑧ 採取したコアの取り扱い

掘削したコアは地盤状況を解釈する重要な資料の1つであるため、採取後速やかにコア箱 (国土交通省仕様)に収めて保管する。なお、採取したコアは監督員の指示があるまで保管することとする。全てのコアが揃い次第、監督員が指定する場所に納入する。

#### ⑨ 業務に必要な装置、器具及び消耗品等

業務に必要な装置、器具及び消耗品は請負者の負担を基本とし、状況に応じた機器類の切り替えは監督員の承諾を得るものとするが、契約変更としない。

⑩ 業務に用いる施設及び器具等

本業務遂行中、請負者の過失による施設、物品の破損等があった場合には、速やかに監督員へ連絡し、修復又は損害を賠償しなければならない。

#### ① 検査

業務完了後は、監督員の立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。 検査に要する器具、人員等は請負者において準備するものとする。検査に先立ち、検査要領書 を発注者に提出して承諾を得るものとする。

#### 9-3 諸注意事項

本業務では採取コアは重要な成果物であり、採取後研究者が詳細な各種試験を行う予定である。このため請負者は以下の事項を遵守しコアの取り扱いに細心の注意を払わなければならない。

- 1) コア箱には地点番号とコア箱の通し番号及び採取深度をつける。コア収納の際には上下方向に注意し、絶対に取り間違えないこと。
- 2) コア欠落部にスライムやその他異質物を充填しないこと。
- 3) 試料表面のクリーニングを行う場合は最小限にとどめること。

#### 9-4 報告書作成

提出期限までに以下の内容を含む報告書を2部提出する。

- 1) 本文
  - ① 業務目的
  - ② 業務実施位置
  - ③ 業務概要及び調査内容
  - ④ 現場写真:各ボーリングの掘削過程の概要が分かるもの。
- 2) 添付図面
- ① 業務実施地点位置図
- 3) その他
- 打ち合わせ議事録、作業日報等。
- 4) 電子ファイル

報告書の電子ファイルを DVD-R (一度しか書き込みできないもの) に納めて添付する。

### 9-5 成果品の納品

請負者は本業務の成果品等の提出時に筑波大学担当者による本仕様書その他の関係書類に

も続いた検収を受けなければならない。

① 報告書: 2部

② 報告書の電子ファイル (DVD-R)

③ 採取したコア試料:1式

納品場所:筑波大学井川演習林管理・宿泊棟

## 10 監督員

監督員: 筑波大学 生命環境系 助教 山川陽祐

## 11 安全管理並びに環境対策

- ① 請負者は、現地業務作業の開始前に、作業工程表及び緊急連絡網を監督員に提出すること。
- ② 請負者は、本業務において、作業現場及びその周辺での充分な安全・環境対策を講じて、本業務作業員、その他の業務従事者、井川演習林の利用者等に危険や支障が及ばないようにすること。
- ③ 業務作業中は、労働安全衛生法その他の関連法令等を遵守すること。
- ④ 業務作業中に、万一、災害・事故・公害・苦情等が発生した場合は、請負者は、適切な 応急処置を講ずると共に、速やかに関係部署・団体及び監督員等に連絡を取り、それら の指示を仰ぐこと。

#### 12 原狀復帰

請負者は本業務作業によって変更した地形を原型に復帰し、仮設物・工事機器を撤去する。 現状復帰が完了したら所有権者及び用益権者の承諾を得ること。

#### 13 その他

- ① 自然条件の変化等により本仕様書による業務の遂行が困難となった場合には直ちに書面をもって担当者等に申し出てその指示を仰ぐこと。
- ② 本仕様書に定めのない事項、又は仕様書の内容について疑義が生じた場合には双方協議の上で決めること。
- ③ 請負者は、協議又は打ち合わせを行った場合、その都度議事録を作成するとともに1部 提出し、監督員の承諾を得るものとする。
- ③ 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報に関しては守秘義務を負うものとする。

以上。



付図1:ボーリング業務予定地点(国土地理院地図に赤丸で東河内沢の位置を表示)



付図2:ボーリング業務予定地点(国土地理院地図に赤丸で掘削地点を表示)

## 請 負 契 約 書(案)

件 名 筑波大学井川演習林水文調査孔設置及びコア試料採取

単価金額

円/地点

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円/地点(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、単価金額に110分の10を乗じて得た額である。)

#### 固定経費 一式 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、一式額に110分の10を乗じて得た額である。)

- 第1条 乙は、別紙の仕様書及び図面に基づいて業務をするものとする。
- 第2条 成果物は、国立大学法人筑波大学井川演習林管理・宿泊棟に納品するものとする。
- 第3条 履行期間は、契約締結日から令和8年2月27日とする。
- 第4条 請負代金は、1回に支払うものとし、1地点当たりの単価に施工を実施した施工数を乗じて得た額に固定経費を加算した額とする。
- 2 請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課へ送付するものとし、甲は適法な請求書 を受理した日から起算して40日以内に代金を支払うものとする。
- 第5条 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。
- 第6条 甲は、給付内容が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であると きは、乙に対し、履行の追完を請求することができるものとする。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 第一項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。
- 第7条 契約保証金は、免除する。ただし、乙の故意又は重大な過失により業務の請負が著しく 遅延するおそれがあるときは、甲は、契約を解除することができるものとする。この場合にお いて、乙は契約額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 第8条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則 及び役務提供契約基準によるものとする。
- 第9条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。
- 第10条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決する ものとする。
- 第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。 この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

- 甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1 国立大学法人筑波大学 契約担当役 財務担当副学長 氷見谷 直紀
- 乙 【住所】 【法人等名】 【代表者等氏名】